

評議員・役員等の報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人真柄福祉財団（以下「この法人」という。）定款第 17 条及び第 34 条の規定に基づき、この法人の評議員及び役員等（定款第 28 条第 1 項において定める理事及び監事並びに定款第 36 条において定める顧問をいう。以下この規程において同じ）の職務執行の対価としての報酬の額並びに費用及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬額)

第 2 条 前条の評議員及び役員等が、この法人の評議員会及び理事会に出席したとき及びこの法人の業務に従事したときは、理事長が特別の職務を依頼したもののみなし、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬の額は、1 日につき 1 万円とする。ただし、従事時間が 4 時間未満の場合は 5 千円とする。また、同一の日に評議員及び理事会にそれぞれ出席した場合であっても 1 万円又は 5 千円とする。

3 理事長、常務理事及び業務担当理事に対する報酬は、別表に定める理事の区分により一人当たりの年間報酬額を超えない範囲で、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。この場合の報酬は、年間報酬額を 12 で除して得た額を月額として支給する。ただし、この法人の「職員給与規程」に基づき給与の支給を受ける理事には支給しない。

4 評議員及び役員等本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

(旅費交通費の支給)

第 3 条 第 1 条の評議員及び役員等が評議員会及び理事会に出席するため及びこの法人の業務に従事するため、特別の費用を要する場合にはその旅費交通費を支給することができる。

(支給方法)

第 4 条 第 2 条第 1 項、第 2 項の報酬額及び前条の旅費交通費は、評議員会及び理事会に出席する都度及びこの法人の業務に従事する都度、現金により支給する。

2 第 2 条第 3 項の報酬額は当月分を当月 25 日に支給する。ただし、支給日が休日の場合は前日に、本人が指定する本人名義の金融口座に振込で支給する。

(補則)

第 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人真柄福祉財団設立登記後の評議員会で承認された日（平成 25 年 6 月 6 日）から施行する。

附則

この規程は、評議員会の議決があった日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 6 年 6 月 20 日）

この規程は、令和 6 年 6 月 20 日から施行する。

別表 一人当たりの年間報酬基準額（第 2 条第 3 項関係）

対象となる役員等	理事長、常務理事及び業務担当理事
年間報酬基準額	年間支給総額が 600 万円を超えない範囲の額